

吸収分割に係る事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 1 月 6 日

株式会社ウィルグループ
株式会社CEspace

2025年1月6日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都中野区本町一丁目32番2号
ハーモニータワー27階
株式会社ウィルグループ
代表取締役社長 角 裕一

東京都中野区本町一丁目32番2号
株式会社 CEspace
代表取締役社長 若泉 大輔

株式会社 CEspace(以下「分割会社」といいます。)と株式会社ウィルグループ(以下「承継会社」といいます。)は、2024年11月21日付け吸収分割契約に基づき、2025年1月1日を効力発生日として、分割会社が営むDX支援事業に関する権利義務(以下「本件事業」といいます。)を、承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)を行いました。

本件吸収分割に関する事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2025年1月1日

2. 分割会社に関する事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続(吸収分割差止請求手続)の経過

本件吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続(株式買取請求手続)の経過

本件吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第785条第1項第2号の規定に基づき、同法第785条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続(新株予約権買取請求手続)の経過

分割会社は、会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続(債権者異議手続)の経過

本吸収分割における分割会社から承継会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者は存在しないため、該当事項はありません。

3. 承継会社に関する事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続(吸収分割差止請求手続)の経過

本件吸収分割は、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続(株式買取請求手続)の経過

会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続(債権者異議手続)の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2024 年 11 月 27 日に電子公告及び官報公告を行いました。異議申述期間内に会社法第 799 条第 1 項に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2025 年 1 月 1 日をもって、吸収分割契約に基づき、分割会社から本件事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。承継会社が分割会社から引き継いだ資産の額は 0 円及び負債の額は 0 円です。

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

2025 年 1 月 14 日(予定)

6. その他、本件吸収分割に関する重要な事項

本件吸収分割による分割会社及び承継会社の資本金及び資本準備金の額の増減はありません。

以 上